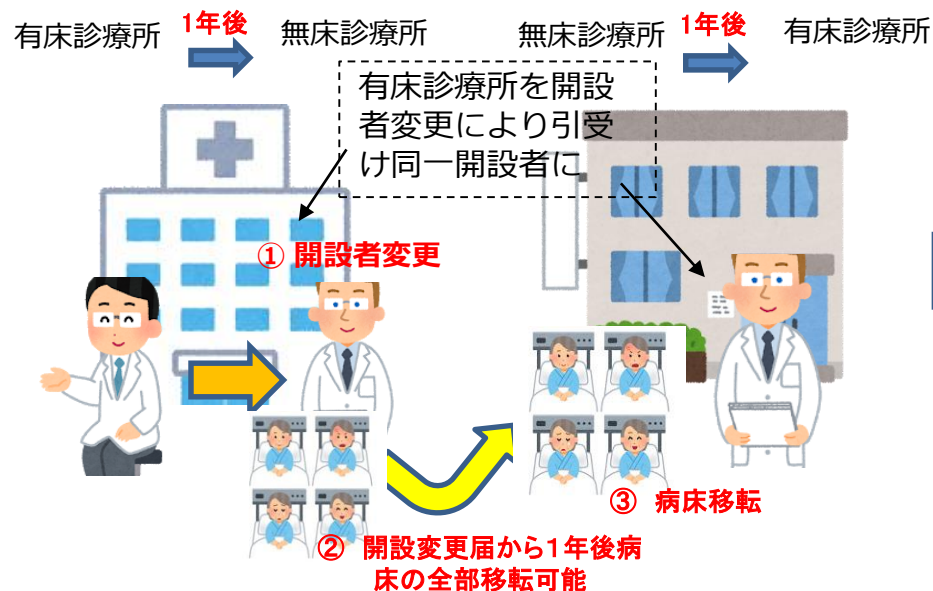


- 本県では、医療機関に事業承継等にもなう開設者変更が生じたとき、1年間その地で医療機関の経営を継続しなければ、病床を移転させることができないとの取扱いを行っている。
- この取扱いについて、地域の診療所間の再編統合等を後押しすることで、医療機能の分化・連携を図るため、同構想区域内の有床診療所と無床診療所間で行われる病床のダウンサイジングを伴う再編統合であって、地域医療構想調整会議で再編計画の承認を受けた場合には適用しない。

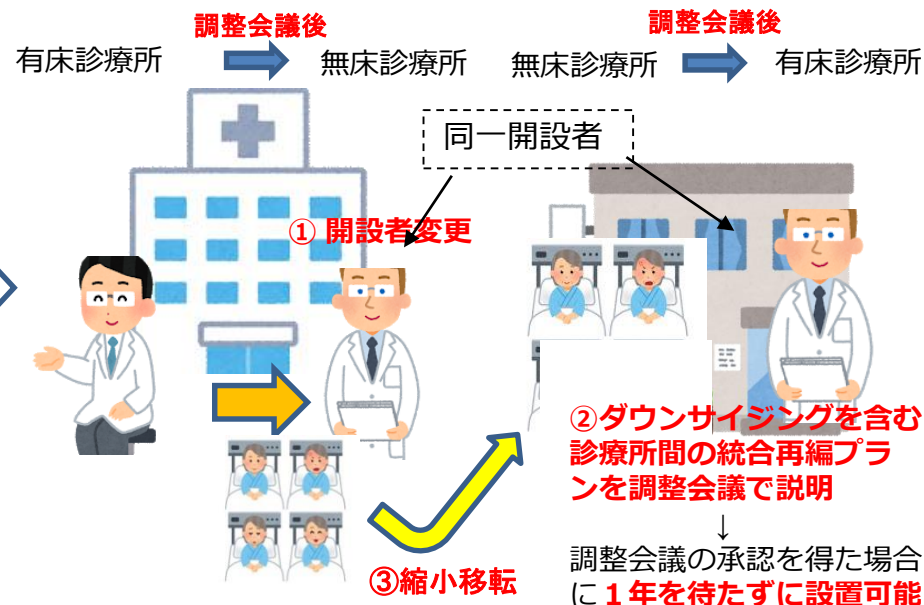
これまでの取扱い

開設者変更から1年間は、病床を移動出来ない。



変更案

調整会議の承認で1年またずに病床移動可能



(メリット)

- ・ 病床のダウンサイジングを伴う計画承認をインセンティブとすることで、病床数の必要量をふまえた診療所の将来方針の検討や医療需要に応じた診療所間の統合再編を促すことができる。